

地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書の提出
について

地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書を次のとおり提出する。

平成30年10月25日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか62名
〔 自民党市議団，日本共産党市議団，
公明党市議団，国民・みらい市議団，
京都党市議団，無所属（大西），
無所属（豊田），無所属（やまづ），無所属（山本） 〕

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，財務大臣，
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 宛て

京都市会議長 名

地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書

消費生活相談体制の整備や消費者教育の推進等，地方消費者行政の充実・強化は，国による地方消費者行政推進交付金等の措置によって前進が図られてきたところである。一方で，この交付金等の措置は平成29年度で一区切りを迎えているものの，インターネット・SNSの普及や，高齢者の消費者被害が増加してきている中，自主財源の確保や人員（行政職員・消費生活相談員）措置，消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置が進まない等の課題が残されている。

京都市においても，消費生活総合センターを中心に相談体制の充実を図るものの，不当・架空請求の増加やSNSでのトラブルなど，被害が増加する厳しい状況が続いている。加えて，成年年齢の引下げに伴い，若年層の消費者被害の増加が懸念されており，未然防止に向けた消費者教育の取組の強化が喫緊の課題となっている。

こうした中，平成30年度予算では，地方から国に対して60億円を超える地方消費者行政推進交付金の要求があったものの，24億円の計上にとどまっている。国による交付金措置が後退すれば，消費生活相談体制の維持などの消費者行政が後退していく懸念がある。また，消費者庁には地方支分部局がないことも相まって，地方消費者行政の機能強化が進まない場合，消費者被害情報の収集・分析，法執行，消費者被害防止の広報・啓発等，国の消費者行政が進まないことも懸念される。

よって国におかれては，地方消費者行政の充実・強化を図るため，下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、本予算で確保することができなかった交付金額について、補正予算で手当をすること。
- 2 平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。
- 3 消費生活相談情報の登録事務，重大事故情報の通知事務，違反業者への行政処分事務といった，国全体の消費者行政に資する取組については，地方公共団体に対する恒久的な財政措置を図ること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。